

機関番号：14101

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20780159

研究課題名（和文）企業による農業参入の今日的課題の解明

研究課題名（英文）Study on the Contemporary Issues of Corporate Farming

研究代表者

内山 智裕（UCHIYAMA TOMOHIRO）

三重大学・大学院生物資源学研究科・准教授

研究者番号：80378322

研究成果の概要（和文）：本研究では、企業の農業参入の今日的課題の解明を図った。国際比較の観点からは、企業の農業参入は必ずしも農地取得を伴わないこと、企業経営はプロ農業経営者により支えられるべきことを明らかにした。また、我が国における企業の農業参入は、①当該品目の希少性、②調達できないときの損失、③調達先多様化のメリット、④全社的な収益向上、⑤自社遊休資源の有効活用の5つの論理から説明できることを示した。

研究成果の概要（英文）：This study considers benefits and challenges of corporate farming in Japan. By the international comparisons, corporate farming does not always results in farmland acquisition. The more significant matter is that corporate farming should be supported by professional farm business managers.

The benefits of entering farming by firms in Japan can be summarized as 1) scarcity of materials, 2) opportunity loss, 3) the merits of de-concentrating material suppliers, 4) companywide profitability, and 5) the effective use of resources from original businesses.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,200,000	660,000	2,860,000

研究分野：農業経営学

科研費の分科・細目：農業経済学・農業経済学

キーワード：農業参入，企業，先進国農業，アグリビジネス

1. 研究開始当初の背景

我が国農業をめぐる状況が一段と厳しさを増す中、政府は「効率的かつ安定的な農業経営」の確立を目的とした様々な施策を実施してきたが、その中でも注目されるのが、企業の農業参入促進である。従来の農業生産法人制度に加え、農業生産法人でない法人でも市町村が定めた区域にリース方式での参入が可能となる施策（特定法人貸付事業）が実

施されていた上、さらなる規制緩和が予定されていた。

一方、企業の農業参入には農業生産法人によるものも含まれるが、農業生産法人には従来の農業生産者が設立したものも含まれるため、我が国における企業の農業参入の全体像は明らかでなかった。

農業参入に際しての問題点についても、既存の調査で企業の農業参入の問題点として

挙げられているのは自然人のそれとほぼ同様であり、企業の農業参入に固有の問題や解決方法に関する論考はほとんどなされていない状況であった。

その他、参入事例の調査レポートや出身業種としては大きな割合を占める建設業による農業参入の実態（経営概況や継続可能性）を分析したものはあるが、広範な業種からの参入可能性や企業の参入に固有の問題点の析出、多様な企業形態の選択や組織設計の方向性などは十分に考察されていなかった。

2. 研究の目的

本研究は、以下の分析を通じて、企業の農業参入をめぐる政策に対する提言、既存の農業経営による企業的な発展可能性に関する理論的基礎の提供を行うことを目的とした。

- ① 家族経営とは異なる企業に固有の農業参入に関わる問題点やその実践的な解決策を明らかにする。
- ② 企業の農業参入では農地の取得が前提とされるが、米国では生産契約により参入を図る動きも見られる。そこで、契約形態にも留意しながら、企業の農業参入方式について考察を進める。
- ③ 広範な業種からの参入可能性を検討する。例えば、食品リサイクルの観点から、「リサイクルループ」確立のために食品関連事業者や再生事業者などが農業に参入する可能性と有効性を分析する。
- ④ 参入企業の収益性その他の経営メリットを析出する。家族経営とは異なる労働力構成を持つ企業が農業を行うことに収益性は見込めるのか、またその他の経営メリットは何かといった点について、国際的な視点も取り入れながら考察を行う。

3. 研究の方法

本研究の課題は実証分析が不足しているため、先行研究サーベイを踏まえつつも実態調査を分析手法の基本とした。また、対象地域は、日本・米国・英国の先進諸国とした。

米国では、参入規制の動向と生産契約の可能性の分析を行った。生産契約は、生産過程を厳格に管理し、栽培・飼養された農畜産物の所有権を有するという意味で「農地を所有せずに生産者を所有する」(Hamilton, N.E. "Why Own the Farm if You Can Own the Farmer?", *Nebraska Law Review* 48, 1994) 参入形態である。我が国では企業の農業参入として専ら農地取得が議論されているが、契約生産形態での参入は重要な論点を提示する。

英国では、米国との対比から企業形態に関わらず厳しい土地利用規制が行われている実態を調査するとともに、耕作が困難になった既存の経営者から農場運営を請け負う農

業経営請負会社の動向を分析し、企業による農業経営の可能性を探る重要な手がかりとした。

我が国では、食品製造業、食品卸売業、建設業、廃棄物処理業などによる農業参入の論理と課題について、現地調査を元に網羅的に捕捉した。

4. 研究成果

(1) 食品廃棄物業による農業参入の分析

我が国では、農業参入を行う業種として食品製造業の原料調達など「動脈」視点での参入が専ら注目されているが、本研究では三重県における実践事例から食品リサイクルという「静脈」視点で廃棄物処理業者等の参入が増加する可能性を示すとともに、当該業種による農地取得には処分場用途もあり、農地の適正利用の確保が課題となることを指摘した。また、以下の知見を示した。

・食品リサイクル法が食品小売業や外食産業に食品循環資源の再生利用率向上を強く促す結果、生成される堆肥の需要先確保のために生産者との連携ではなく、内部化によりリサイクルループを確立しようとする動機が廃棄物処理業に生まれる。そして、企業の農業参入でしばしば指摘される農産物の販売先確保といった課題では、食品循環資源の発元である食品小売業や外食産業に還元する機会がある点で他産業からの参入と比較して有利な立場にある。

・廃棄物処理業者にとり、生成堆肥の需要喚起だけでなく、廃棄物全般に関する新たな顧客の獲得や取引の拡大といった面から農業生産への進出に積極的な意義がある。ただし、本体業務に十分な収益性が確保されることが必要条件となる。

・農業生産そのもので収益を確保することは廃棄物処理業者にとっても困難である。

・残された課題として、①食品リサイクルの推進と企業の農業参入の促進という2つの政策目標と農地保全をいかに両立させるか（特に農地の適正利用）、②「内部化」による農業生産への進出のメリット・デメリットの析出（内部化には意思決定の迅速化などのメリットが想定される一方、生成される堆肥や生産される農産物は、市場から評価を受ける機会がなく、情報の非対称性が発生する）、③食品小売業・外食産業による食品リサイクルの取り組みが今後廃棄物処理業者や地域社会に与えるインパクトを指摘した。

(2) 米国における生産契約の現状分析

米国において、農地取得にこだわらない農業参入方式として生産契約の活用による参入実態について現地調査を行った。米国中西部では農地取得に州レベルでの規制が存在し、企業の農業参入の抑止策となっているが、

農地取得ではなく生産契約形態での参入も進行している。生産契約は専ら畜産分野で活用が進み、90年代後半には耕種分野での普及も予測されていたが、現地調査の結果、実際には耕種における生産契約の普及は進んでいないことが明らかになった。また、種子生産において普及している生産契約の契約実態について分析を行い、種子生産では適作地に限られることもあり、生産者が著しく不利になるような契約内容とはなっていないことを明らかにした。

事例分析から得られた具体的な知見は以下のとおりである。

- ・穀作における生産契約そのものは、1990年代の政府関係者などの想定とは異なり、実際にはそれほど普及していない。その背景としては、畜産と異なり耕種では生産者がコントロールできる領域が小さいこと、また穀物の場合は契約元における安定確保の必要性が現状では低いことが挙げられる。

- ・穀作の中で生産契約が進展している種子生産を見ると、アイオワ州法務局が作成したチェックリストに沿った形で契約書が構成されているが、その内容は特に法的・社会的問題を内包するものではない。ただし、品質検査に合格しなかった収穫物の買い取り可否の決定権を種子会社側が有していること、生産地が他州であっても係争処理はアイオワ州で行われることなど、生産者と種子会社間で何らかの問題が生じた場合に生産者に不利な結果をもたらす可能性は否定できない。

- ・種子生産の場合は、一般的なとうもろこし生産と比べ希少性の高い生産地の確保をめぐる種子会社間の競合といった特殊な要因が契約内容に影響を与えている。したがって、これが一般的な穀物生産に拡大したとき、種子生産の場合と同様の契約内容となることを必ずしも意味しない。

- ・本論の残された課題として、①生産契約の締結元である種子会社への聞き取り調査だけでなく、生産者側からの法的・社会経済的観点や農業経営に与えるインパクトなどについての評価、②種子生産のみならず、耕種で生産契約が進展している野菜作などの部門についての分析、③契約元の観点に立ち、必要な農産物を入手する方法として直営方式と生産契約方式との比較検討を行う必要性、④食料需給をめぐる状況、農産物生産に関する知的財産権をめぐる状況、企業の農業参入をめぐる制度設計によっては耕種における生産契約が今後増加する可能性を指摘した。

(3) 食品卸売業における農業参入の優位性と課題

食品卸売企業による農業参入は、売れ残りリスクや販売価格リスクといった農産物の

販売にかかるリスクを回避し、高付加価値販売を実現できるという点で、一定の優位性を持っているが、生産については必ずしも優位性を持っているわけではないことを明らかにした。その内実には、確保した農地の条件が悪くといった制度的・社会的要因によるものもあるため、これらの課題を円滑に解決しつつ、その優位性をいかに発揮していくかが食品卸売業による農業参入成否の鍵となると考えられることを示した。

また、これらの課題を農業参入から短期間で解決することが難しいとすれば、経営が軌道に乗るまでの間、その継続性を担保できるような人的・財務的な磐石性が求められるといえる。すなわち、当該企業の本業の業績や農業と兼営する部門構成のあり方が重要になる。

以上の知見から、以下の論点を析出した。

- ・食品卸売業一般が農業参入に際して持つ強みと弱みについてのさらなる事例分析の蓄積が必要である。

- ・食品関連産業による農業参入は、今後とも一定のプレゼンスを持つと考えられるが、食品小売業の大型化・寡占化が進む中、食品卸売業による農業参入がフードシステムの中で今後どのような意義を持つかを明らかにすべきである。

- ・栽培技術など経営資源の獲得方法に関する検討が必要である。本研究の対象事例では、質的な人的資源を内部調達に限定しており、経営が軌道に乗るまで一定の期間が必要であったが、外部調達を行うなどしてその期間を大幅に短縮することも経営戦略上有効な選択肢となりうる。

- ・企業による農業参入の財務的評価手法の確立が必要である。農業参入企業には本体方式・子会社方式・別会社方式など様々な形態がある。さらに、農業生産部門が本業とどのような関連をもつか（財務だけでなく人事も含め）によっても財務状況の評価は異なってくる。農業参入を検討する企業の最大の関心事は経営収支にあることから、財務的評価手法の確立は農業経営学として取り組むべき大きな課題の1つである。

(4) 英国における農業経営請負会社の現状分析

英国では「企業の農業参入」は一部の野菜・果樹などの集約的部門に限られているが、その一方で、農業経営・農場運営を地権者から受託し、専門のファーム・マネジャーを擁して大規模経営を行う請負会社が存在している。そこで、このような請負会社について事例分析を行い、その特徴や存立条件などを整理した。

対象事例であるV社の南西部エリアでの

実績は、35の受託契約（総面積16,000ha）である。依頼主は、ほとんどが個人の地権者である。地権者が自ら所有する農場を何らかの形で外部に委託する場合、その相手先としては近隣の農業者も考えられるが、地権者が近隣の農業者ではなくV社を選択する理由として、感情的要素が少ないこと、V社の経営管理技術が総合的にすぐれていること、会社組織の方が（個人経営より）運営に持続性があること、さらに大規模経営による低コスト化（投入資材や機械類の安価調達など）が図られることなどが挙げられるという。

V社が提供する農業経営サービスにはFarm Management（経営請負）とContract Farming（コントラクト・ファーミング）の2つがあるが、いずれにおいても日々の経営管理はV社が行う。V社では、依頼があった農場を全て受託するわけではなく、場合によっては必要となる機械・施設への投資に見合う案件であるか、どのような契約形態が望ましいか、地権者とどのようなリスク分担が可能であるかを総合的に勘案して判断する。そして、当該農場での投資計画や収支計画を策定し地権者に提案したうえで交渉を行い、特に両者のリスク分担・収益分担を明確にしながら合意形成を図り、契約を締結する。

実際の契約例から、その収支構造を分析すると、V社では低コスト生産を実現しているが、一方で純利益は必ずしも高くない。その原因については改めて探求する必要がある。

イギリスの農業経営者の平均年齢は64歳に達しており、農場には引き続き居住し続けるが、農場運営を担うのは難しいケースが増加している。そのため、地権者も一定程度経営参画を行いながら、経営の主要部分を請け負うV社のような農業経営サービスに対する需要は今後とも高まっていくと考えられる。我が国農業における企業参入では、農業部門を適切に管理できる人材の不在という問題を抱えているが、イギリスのファーム・マネージャーのような人材を我が国でも確保・育成することができれば、農業経営のあり方にも新たな地平が開けるものと期待できる。

（5）企業の農業参入の論理と課題

これまでの研究成果を総合的に整理し、企業の農業参入の論理と課題として示した。すなわち、企業の農業参入は、①当該品目の希少性（自分たちが作らなければ手に入らない恐れ）、②調達できないときの損失（食品工場の稼働率の低下など）、③調達先多様化のメリット（外部の取引先に対する予防線）、④全社的な収益向上（ブランドイメージの向上や新たなビジネス獲得）、⑤自社遊休資源の有効活用（機械・労働力や堆肥など）の5つの論理から説明できることを整理した。ま

た、課題としては、本業が別にある企業にとつての農業は「副業」としての位置づけにとどまるケースが多いことから、企業の農業参入によって生産過程に革新が見られるわけではなく、結果として地域農業の活性化というよりも地域農業（および日本の農業）が持つ「生産の効率化が難しい」という問題点を浮き彫りにするものであることを明らかにした。

今後の展望としては、農地取得による生産進出というよりも、既存の農業法人への出資や、提携・契約等による参入が増えていくことが予想されること、その際に、特に出資についてはROEの低さが問題となることを示した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計5件）

1. 内山智裕，企業の農業参入の論理と課題，農業・食料経済研究，査読なし，掲載決定。
2. 内山智裕，農業における「企業経営」と「家族経営」の特徴と役割，農業経営研究，査読なし，48(4)，2011，36-45。
3. 内山智裕，イギリスにおける農業経営請負会社の現状分析—イングランド南西部V社の事例—，農業経済研究，査読あり，2010年度別冊，2010，344-349。
4. 内山智裕，米国の穀作農業における生産契約の現状分析—アイオワ州のトウモロコシ種子生産契約を事例として—，農業経済研究，査読あり，2009年度別冊，2009，583-590。
5. 内山智裕・長屋祐一，資源循環視点からの企業の農業参入の現状と課題—食品リサイクル法改正による参入促進の可能性—，農林業問題研究，査読あり，44(1)，2008，204-209。

〔学会発表〕（計4件）

1. 内山智裕，農業における「企業経営」と「家族経営」の特質と課題，平成22年度日本農業経営学会大会シンポジウム，2010年9月18日，秋田県立大学
2. 内山智裕，企業の農業参入の論理と課題，中部農業経済学会第80回研究発表会シンポジウム，2010年6月19日，三重大学。
3. 内山智裕，イギリスにおける農業経営請負会社の現状分析—イングランド南西部V

社の事例一，2010 年度日本農業経済学会
大会，2010 年 3 月 28 日，京都大学.

4. 内山智裕，食品卸売業による農業参入の優
位性と課題，平成 21 年度日本農業経営学
会，2009 年 9 月 21 日，東京農業大学.

[その他]

ホームページ等

<http://www.bio.mie-u.ac.jp/~uchiyama/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

内山 智裕 (UCHIYAMA TOMOHIRO)

三重大学・大学院生物資源学研究科・准教
授

研究者番号：80378322